**平成２２年（フ）第３４６９号**
横浜市鶴見区元宮１丁目９番３号　アメニティエフ201
破産者　金子　翔子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１７９号**
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目109番地コーポ川口Ａ・306号、従前の住所富山県高岡市戸出町７丁目２番地62
破産者　樋口　崇志
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１２号**
石川県輪島市釜屋谷町１字36番地10
破産者　刀禰　芳昭
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２１年（フ）第９９号**
名古屋市西区二方町41番地の２　パークシティタワーズガーデンセントラルエア504号、開始決定時の住所名古屋市西区二方町41―２セントラルエアーＣ504　酒井洋子方
破産者　酒井　國雄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７号**
岐阜県大垣市楽田町６丁目79番地５
破産者　片山　嘉藏
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２２年（フ）第６６６号**
静岡県浜松市東区中野町245番地の１　アーバンヒルズ浜松中野町310号、前住所静岡県磐田市大泉町34番地５
破産者　中村みさ子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１６２７号**
京都市中京区西ノ京笠殿町23番地
破産者　光山慶吉こと　盧　　慶吉
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１９０５号**
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地65
破産者　北村　吉子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３８７号**
奈良市三碓１丁目２番11号
破産者　塚本小由里
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第５３３号**
和歌山市湊１丁目12番３号
破産者　小栗　　弓
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第５３号**
山口県熊毛郡田布施町大字波野2150番地
破産者　岩本　昌芳
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第４８９号**
愛媛県松山市北梅本町甲3301番地４
破産者　伊豆田豊文
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第５３０号**
愛媛県松山市北久米町153番地　久米団地３棟13号
破産者　片岡　　均
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第７１号**
福岡県大牟田市平原町103番地５
破産者　中原　孝司
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第４９０号**
沖縄県那覇市寄宮３―13―12　太永マンションＫ棟202号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字大道39番地　當山アパート301
破産者　大城　次雄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第９９７号**
埼玉県久喜市南４丁目２番４号
破産者　飯島　慎一
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０８０号**
さいたま市中央区本町東２丁目10番20号ローズハイツ102号
破産者　土橋　雄二
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２２３号**
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１―Ｅ―1406、旧住所埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１―Ｇ―205
破産者　冨永　泰友
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係